

## 第1問 令和3年第36問

### 問題

---

令和3年4月15日、別紙1-1の登記がされている土地（以下「A土地」という。）及び別紙1-2の登記がされている建物（以下「B建物」という。A土地及びB建物を合わせて「本件不動産」という。）について、司法書士法務朝男は、後記【事実関係】1及び2の事実を聴取・確認した。

令和3年6月10日、司法書士法務朝男は、後記【事実関係】1から5までに基づいて行うべき登記の申請手続について関係当事者全員から聴取及び確認を行い、当該【事実関係】に基づいて本件不動産の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、関係当事者全員から、所要の手続についての助言及び登記原因証明情報等不動産登記申請手続に必要な添付情報の起案のほか、本件不動産について必要となる登記の申請手続等について代理して申請をすることの委任を受け、同日、司法書士法務朝男は、依頼に係る登記の申請（以下「6月10日付け申請」という。）を行った。

令和3年6月18日、司法書士法務朝男は、6月10日付け申請に係る登記が完了したことを確認の上、6月10日付け申請に係る事実関係を除く後記【事実関係】6について関係当事者全員から聴取及び確認を行い、当該【事実関係】に基づいて本件不動産の登記の申請手続に必要な全ての書類を受領し、関係当事者全員から、登記原因証明情報等不動産登記申請手続に必要な添付情報の起案のほか、本件不動産について必要となる登記の申請手続等について代理して申請をすることの委任を受け、同月18日、司法書士法務朝男は、依頼に係る登記の申請を行った。

以上に基づき、後記の問1から問4までに答えなさい。

#### 【事実関係】

- 1 株式会社こまち（以下「こまち社」という。別紙3-1はその履歴事項全部証明書であり、別紙4はその株主名簿である。）と株式会社はやぶさ（以下「はやぶさ社」という。別紙3-2はその履歴事項全部証明書であり、別紙5はその株主名簿である。）は、令和3年4月1日、こまち社がはやぶさ社に対してこまち社の清掃用具の賃貸事業に関して有する権利義務（以下「本件承継権利義務」という。）の全部を承継させる旨の吸収分割（以下「本件会社分割」という。）を内容とする契約を締結した（以下、同契約に係る契約書（別紙2）を「本件吸収分割契約書」という。）。なお、本件吸収分割契約書において、本件会社分割が効力を生ずる日は、令和3年6月1日と定められている。
- 2 令和3年4月14日、関係当事者全員で、以下の内容を協議し合意した。
  - (1) 佐藤一郎は、はやぶさ社に対し、B建物に設定された1番根抵当権を抹消しないまま、本件会社分割の効力発生を条件として、B建物をはやぶさ社に売却する。

ただし、B建物の所有権は、売買代金が全額支払われたときに移転するものとする。

(2) 株式会社羽後銀行は、本件不動産に設定されている極度額 4500 万円の確定前の 1 番共同根抵当権を令和 3 年 6 月 10 日付けで極度額 3000 万円の共同根抵当権と極度額 1500 万円の共同根抵当権とに分割して、極度額 1500 万円の共同根抵当権を同日付けで株式会社奥羽銀行に譲渡する。

3 令和 3 年 4 月 15 日、司法書士法務朝男は、関係当事者全員から、上記 1 及び 2 の事実関係を聴取した。また、司法書士法務朝男は、関係当事者全員に対し、【事実関係】2(1)の売買契約を締結するに当たって会社法上求められる手続及び当該売買契約に基づく登記を申請する場合に当該会社法上求められる手続との関係で提供しなければならない添付情報（当該添付情報に添付すべき情報を含む。）について、その理由と併せて説明を行った。

4 令和 3 年 6 月 1 日の到来により、本件会社分割の効力が生じた。それに伴うこまち社及びはやぶさ社に関する所要の商業登記の申請も適正にされて、同年 6 月 10 日までにこれらの登記が完了した。

5 令和 3 年 6 月 10 日、はやぶさ社は、佐藤一郎に対し、B建物の売買代金全額を支払った。

6 令和 3 年 6 月 17 日、関係当事者全員は、6 月 10 日付け申請に係る登記が完了したことを確認の上、以下の内容を協議し合意した。

(1) 株式会社羽後銀行を根抵当権者とする極度額 3000 万円の共同根抵当権については、令和 3 年 6 月 18 日付けで担保すべき債権の範囲に「根抵当権者・債務者間の取引によらない電子記録債権法に基づく電子記録債権」及び「本件会社分割の効力発生前の根抵当権者のはやぶさ社に対する債権」を加える。

(2) 【事実関係】2(2)で株式会社奥羽銀行が譲り受けた極度額 1500 万円の共同根抵当権については、令和 3 年 6 月 18 日付けで債務者をはやぶさ社のみとする。

### 〔事実関係に関する補足〕

1 登記申請に当たって法律上必要な手続は、各申請日までに全てされている。なお、登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を要する場合には、各申請日までに、それぞれ当該第三者の許可、同意又は承諾を得ている。また、登記上の利害関係を有する第三者の承諾を要する場合には、各申請日までに、当該第三者の承諾を得ている。

2 【事実関係】は全て真実に合致しており、また、これらに基づく行為や司法書士法務朝男の説明内容は、全て適法である。

3 司法書士法務朝男は、複数の登記を申請する場合には、権利部（甲区）に関する登記を申請し、その後に権利部（乙区）に関する登記を申請する。また、司法書士

法務朝男は、複数の登記を申請する場合には、申請件数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。

- 4 本件の関係当事者間には、【事実関係】及び各別紙に記載されている権利義務以外には、実体上の権利義務関係は存在しない。
- 5 本件不動産は、いずれも秋田地方法務局の管轄に属している。また、司法書士法務朝男は、いずれの登記の申請も、管轄登記所に書面を提出する方法により行ったものとする。
- 6 令和3年1月1日現在において固定資産課税台帳に登録された本件不動産の価格は、A土地について785万0304円、B建物について484万8067円であり、それぞれ当該価格を所有権の移転の登記の課税標準とする。

問1 司法書士法務朝男がA土地について令和3年6月10日に申請した所有権の登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報及び申請人（以下「申請事項等」という。）、添付情報並びに登録免許税額を、司法書士法務朝男が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第1欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい（司法書士法務朝男がB建物について令和3年6月10日に申請した所有権の登記については、記載することを要しない。）。

問2 司法書士法務朝男が本件不動産について令和3年6月10日に申請した所有権以外の権利の登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額を、司法書士法務朝男が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第2欄(1)から(4)までの各欄に記載しなさい。

問3 司法書士法務朝男が本件不動産について令和3年6月18日に申請した所有権以外の権利の登記の申請情報の内容のうち、登記の目的及び申請事項等を、司法書士法務朝男が申請した登記の順に従って、別紙答案用紙の第3欄(1)から(3)までの各欄に記載しなさい。

なお、株式会社羽後銀行を根抵当権者とする極度額3000万円の共同根抵当権は（あ）共同根抵当権と、株式会社奥羽銀行を根抵当権者とする極度額1500万円の共同根抵当権は（い）共同根抵当権と記載すること。

問4 【事実関係】3の下線部で司法書士法務朝男が関係当事者全員に対して行った説明の内容を、①売買契約の締結に当たって会社法上求められる手続、②当該売買契約に基づく登記を申請する場合に当該会社法上求められる手続との関係で提供しなければならない添付情報並びに③上記①及び②の理由の各項目に分けて、本問の事実関係に即して別紙答案用紙の第4欄に具体的に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 第 36 問答案用紙の第 1 欄から第 3 欄までの申請事項等欄の「上記以外の申請事項等」欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
  - (1) 「上記以外の申請事項等」欄には、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される情報のうち登記原因及びその日付を除いた情報並びに申請人を記載する。
  - (2) 申請人について、「権利者」、「義務者」、「申請人」、「所有者」、「(被承継会社)」等の表示も記載する。
  - (3) 申請人について、住所又は本店所在地、代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。
  - (4) 登記権利者及び登記義務者が共同して権利に関する登記の申請をする場合その他の法令の規定により登記の申請をする場合において、申請人が登記識別情報又は登記済証を提供することができないときは、当該登記識別情報又は登記済証を提供することができない理由についても記載する。ただし、申請人が登記識別情報又は登記済証を提供することができる場合には「登記識別情報の提供の有無」を記載することを要しない。なお、「登記識別情報通知希望の有無」は、記載することを要しない。
  - (5) 申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを申請情報の内容とすべきときは、「民法 423 条 1 項」の振り合いで、当該法令を記載する。
- 2 第 36 問答案用紙の第 1 欄及び第 2 欄の添付情報欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。
  - (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからニまで）を記載する。
  - (2) 後記【添付情報一覧】のアからニまでに掲げられた情報以外の情報（登記の申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。
  - (3) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからニまで）を記載する。
  - (4) 後記【添付情報一覧】のチからトまでに掲げられた印鑑に関する証明書は、登記名義人となる者の住所を証する情報としては使用しないものとする。
  - (5) 後記【添付情報一覧】のナ又はニの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、ナ又はニの括弧書きの「(何某のもの)」に当該第三者の氏名又は名称を「ニ (X 株式会社)」の要領で記載する。
  - (6) 後記【添付情報一覧】に掲げられた添付情報のうち、発行日、作成日等の日付が明示されておらず、かつ、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。

- 3 第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
- 4 申請すべき登記がない場合には、第36問答案用紙の第1欄から第3欄までの**登記の目的欄**に「登記不要」と記載すること。
- 5 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め登記の申請に必要な添付情報は、いずれも【事実関係】に沿う形で、法律上適式に作成されているものとする。
- 6 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 7 登録免許税が免除され、又は軽減される場合には、その根拠となる法令の条項を登録免許税欄に登録免許税額（非課税である場合は、その旨）とともに記載する。なお、登録免許税額の算出について、登録免許税法以外の法令による税の減免の規定の適用はないものとする。
- 8 第36問答案用紙の**各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除**をするときは、訂正是訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

## 【添付情報一覧】

- ア 本件吸収分割契約書（別紙2）
- イ 株式会社こまちの会社法人等番号
- ウ 株式会社はやぶさの会社法人等番号
- エ 株式会社羽後銀行の会社法人等番号
- オ 株式会社奥羽銀行の会社法人等番号
- カ 登記原因証明情報（【事実関係】2(1)及び5に基づき関係当事者が作成記名押印したもの）
- キ 登記原因証明情報（【事実関係】2(2)に基づき関係当事者が作成記名押印したもの）
- ク 登記原因証明情報（【事実関係】6(1)に基づき関係当事者が作成記名押印したもの）
- ケ 登記原因証明情報（【事実関係】6(2)に基づき関係当事者が作成記名押印したもの）
- コ 平成3年12月20日秋田地方法務局受付第35749号の登記済証
- サ 平成4年6月9日秋田地方法務局受付第16480号の登記済証
- シ 平成4年7月13日秋田地方法務局受付第19716号の登記済証
- ス A土地について6月10日付け申請により通知される所有権に関する登記識別情報
- セ B建物について6月10日付け申請により通知される所有権に関する登記識別情報
- ソ A土地について6月10日付け申請により通知される根抵当権に関する登記識別情報
- タ B建物について6月10日付け申請により通知される根抵当権に関する登記識別情報
- チ 令和3年6月10日発行の佐藤一郎の印鑑に関する証明書
- ツ 令和3年6月10日発行の鈴木知良の印鑑に関する証明書
- テ 令和3年6月10日発行の鈴木亜希子の印鑑に関する証明書
- ト 令和3年6月10日発行の大森登美子の印鑑に関する証明書
- ナ 登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を証する情報（何某のもの）
- ニ 登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報（何某のもの）

別紙 1－1 A 土地の登記事項証明書（抜粋）

表 題 部（土地の表示）		調製	平成 10 年 9 月 10 日	不動産番号	【略】
地図番号	【略】	筆界特定	平成 24 年 11 月 30 日筆界特定（手続番号平成 24 年第 2 号）		
所 在	秋田市大字南長池字村北		余白		
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕		
100 番	田	505	余白		
100 番 1	余白	472	①③100 番 1、同番 2 に分筆 〔平成 4 年 6 月 2 日〕		
余白		472 00	②③平成 4 年 5 月 30 日地目変更 〔平成 4 年 6 月 2 日〕		
余白	余白	余白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 10 年 9 月 10 日		

権 利 部（甲 区）（所 有 権 に 関 す る 事 項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成 3 年 12 月 20 日 第 35749 号	原因 平成 3 年 12 月 20 日売買 所有者 秋田市大字鶴賀 435 番地 有限会社秋田商店 順位 9 番の登記を移記
	余白	余白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 10 年 9 月 10 日

権 利 部（乙 区）（所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成 4 年 7 月 13 日 第 19716 号	原因 平成 4 年 7 月 13 日設定 極度額 金 4,500 万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 秋田市大字鶴賀 435 番地 有限会社秋田商店 根抵当権者 秋田市大字南秋田 124 番地 5 株式会社羽後銀行 共同担保 目録（け）第 9470 号 順位 1 番の登記を移記
	余白	余白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 10 年 9 月 10 日

共同担保目録			
記号及び番号		調製	
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	秋田市大字南長池字村北 100番1の土地	1	余白
2	秋田市大字南長池字村北 100番地1 家屋番号 100番1の建物	1	余白

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年4月14日

秋田地方法務局

登記官      印

別紙 1－2 B 建物の登記事項証明書（抜粋）

表 題 部（主である建物の表示）		調製	平成 10 年 9 月 10 日	不動産番号	【略】
所在図番号	余白				
所 在	秋田市大字南長池字村北 100 番地 1		余白		
家屋番号	100 番 1		余白		
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付【登記の日付】		
事務所・倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	167.66	平成 4 年 5 月 30 日新築		
余白	余白	余白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条 第 2 項の規定により移記 平成 10 年 9 月 10 日		

権 利 部（甲 区）（所 有 権 に 関 す る 事 項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成 4 年 6 月 9 日 第 16480 号	所有者 秋田市大字高田 203 番地 8 佐藤 一郎 順位 1 番の登記を移記
	余白	余白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 10 年 9 月 10 日

権 利 部（乙 区）（所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成 4 年 7 月 13 日 第 19716 号	原因 平成 4 年 7 月 13 日設定 極度額 金 4,500 万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 秋田市大字鶴賀 435 番地 有限会社秋田商店 根抵当権者 秋田市大字南秋田 124 番地 5 株式会社羽後銀行 共同担保 目録（け）第 9470 号 順位 1 番の登記を移記
	余白	余白	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 10 年 9 月 10 日

共同担保目録			
記号及び番号		調製	
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	秋田市大字南長池字村北 100番1の土地	1	余白
2	秋田市大字南長池字村北 100番地1 家屋番号 100番1の建物	1	余白

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和3年4月14日

秋田地方法務局

登記官      印

## 吸收分割契約書

株式会社こまち（以下「甲」という。）と株式会社はやぶさ（以下「乙」という。）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本件会社分割」という。）について、以下のとおり吸收分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### （吸收分割）

第1条 甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第4条において定義する。）をもって、会社法が規定する吸收分割の方法により甲の清掃用具の賃貸事業（以下「本件対象事業」という。）に関して有する第2条所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### （承継する権利義務）

第2条 甲は、令和3年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、別紙承継権利義務明細表記載の本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。

### （分割対価の交付）

第3条 乙は、本件会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

### （効力発生日）

第4条 本件会社分割が効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、令和3年6月1日とする。

～中略～

### （本契約に定めのない事項）

第10条 本契約に定める事項のほか、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

令和3年4月1日

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

甲 秋田市大字南長池100番地1

株式会社こまち

代表取締役 佐藤一郎

乙 秋田市大字南長池100番地1

株式会社はやぶさ

代表取締役 佐藤一郎

## 承継権利義務明細表

### 1. 資産

#### (1) 流動資産

- ① 現金 1,983,941 円
- ② 本件対象事業に属する売掛債権、貯蔵品、前払費用及びその他の流動資産

#### (2) 固定資産

##### ① 有形固定資産

所 在 秋田市大字南長池字村北  
地 番 100 番 1  
地 目 宅地  
地 積 472.00 平方メートル

上記のほか、本件対象事業に属する不動産、構築物、機械装置、車両運搬具及び工具器具備品等の有形固定資産

##### ② 無形固定資産

本件対象事業に属する電話加入権及びソフトウェア等の無形固定資産

#### (3) 繰延資産

### 2. 債務

#### (1) 流動負債

本件対象事業に属する買掛債務、未払金、未払費用、預り金、前受金、賞与引当金、未払法人税及び住民税並びに未払消費税等の流動負債

#### (2) 固定負債

本件対象事業に属する退職給付引当金、受入れ保証金、預かり保証金等の固定負債

### 3. 承継するその他の権利義務等

#### (1) 雇用契約

本件対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

#### (2) その他の契約

本件対象事業に関連する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

別紙3－1 株式会社こまちの履歴事項全部証明書

会社法人等番号	【省略】	
商 号	株式会社こまち	
本 店	<u>秋田市大字鶴賀 435 番地</u>	
	秋田市大字南長池 100 番地 1	平成 29 年 9 月 1 日移転 平成 29 年 9 月 8 日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	昭和 25 年 1 月 27 日	
目 的	1. 清掃用具の販賣 2. 造園業 3. 建築物の清掃業 4. 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	12 万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3 万株	
資本金の額	金 300 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 佐藤 一郎	平成 24 年 4 月 6 日就任
	秋田市大字高田 203 番地 8 代表取締役 佐藤 一郎	平成 24 年 4 月 6 日就任
会社分割	令和 3 年 6 月 1 日秋田市大字南長池 100 番地 1 株式会社はやぶさに分割 令和 3 年 6 月 1 日登記	
登記記録に関する事項	平成 24 年 4 月 6 日有限会社秋田商店を商号変更し、移行したことにより設立 平成 24 年 4 月 6 日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3 年 6 月 17 日

秋田地方法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙3-2 株式会社はやぶさの履歴事項全部証明書

会社法人等番号	【省略】	
商 号	株式会社はやぶさ	
本 店	秋田市大字南長池 100 番地 1	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成 13 年 5 月 10 日	
目的	<p>1. 造園緑化工事の設計施工及び維持管理業務</p> <p>2. 上記に附帯関連する一切の事業</p> <p>1. 造園緑化工事の設計施工及び維持管理業務</p> <p>2. 清掃用具、環境衛生用品の賃貸及び販売</p> <p>3. 空気清浄機、浄水器の賃貸及び管理</p> <p>4. 化粧品、健康食品、飲料水等の販売</p> <p>5. ねずみ、昆虫防除業務</p> <p>6. 前各号に附帯する一切の業務</p>	
	令和 2 年 1 月 1 日変更 令和 2 年 1 月 6 日登記	
発行可能株式総数	60 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	<p>発行済株式の総数</p> <p>60 株</p>	
資本金の額	金 300 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 佐 藤 一 郎	令和 1 年 12 月 11 日就任
	秋田市大字高田 203 番地 8 代表取締役 佐 藤 一 郎	令和 1 年 12 月 11 日就任
会社分割	<p>令和 3 年 6 月 1 日秋田市大字南長池 100 番地 1 株式会社こまちから分割</p> <p>令和 3 年 6 月 1 日登記</p>	
登記記録に関する事項	<p>令和 1 年 12 月 11 日有限会社大館商店を商号変更し、移行したことにより設立</p> <p>令和 1 年 12 月 11 日登記</p>	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3 年 6 月 17 日

秋田地方法務局

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

別紙4

株式会社こまち株主名簿

令和3年6月10日現在

株主の氏名 又は名称	株主の住所	株主の有する 株式の数	株主が株式を 取得した日
佐藤一郎	秋田市大字高田 203 番地 8	12,000 株	昭和 49 年 5 月 10 日
鈴木知良	岩手県盛岡市笑門 57 番地 6	10,000 株	昭和 43 年 7 月 14 日
鈴木亜希子	岩手県盛岡市笑門 57 番地 6	4,000 株	昭和 45 年 11 月 19 日
大森登美子	山形県尾花沢市柳町 1250 番地	4,000 株	平成 23 年 8 月 10 日

~~~~~以下省略~~~~~

別紙 5

株式会社はやぶさ株主名簿

令和 3 年 6 月 10 日現在

| 株主の氏名<br>又は名称 | 株主の住所            | 株主の有する<br>株式の数 | 株主が株式を<br>取得した日   |
|---------------|------------------|----------------|-------------------|
| 佐藤一郎          | 秋田市大字高田 203 番地 8 | 28 株           | 平成 13 年 5 月 10 日  |
| 鈴木知良          | 岩手県盛岡市笑門 57 番地 6 | 24 株           | 平成 18 年 10 月 1 日  |
| 鈴木亜希子         | 岩手県盛岡市笑門 57 番地 6 | 8 株            | 平成 24 年 11 月 19 日 |
|               |                  |                |                   |

~~~~~ 以下省略 ~~~~~



## 解答例

| 第1欄   |            | (1)   | (2)                         |
|-------|------------|---|-----------------------------|
| 登記の目的 |            | 1番所有権登記名義人住所、名称<br>変更                                       | 所有権移転                       |
| 申請事項等 | 登記原因及びその日付 | 平成24年4月6日商号変更<br>平成29年9月1日本店移転                              | 令和3年6月1日会社分割                |
|       | 上記以外の申請事項等 | 変更後の事項<br>本店商号 秋田市大字南長池<br>100番地1<br>株式会社こまち<br>申請人 株式会社こまち | 権利者 株式会社はやぶさ<br>義務者 株式会社こまち |
| 添付情報  |            | イ   | ウ, ア, コ, イ                  |
| 登録免許税 |            | 金1,000円   | 金15万7,000円                  |

(3)

|       |            |
|-------|------------|
| 登記の目的 |            |
| 登記不要  |            |
| 申請事項等 | 登記原因及びその日付 |
|       | 上記以外の申請事項等 |
| 添付情報  |            |
| 登録免許税 |            |

| 第2欄   |            | (1)   | (2)  |
|-------|------------|---|--|
| 登記の目的 |            | 1番根抵当権変更  | 1番根抵当権変更   |
| 申請事項等 | 登記原因及びその日付 | 平成24年4月6日商号変更<br>平成29年9月1日本店移転  | 令和3年6月1日会社分割   |
|       | 上記以外の申請事項等 | 変更後の事項<br>債務者の本店商号<br>秋田市大字南長池100番地1<br>株式会社こまち<br>権利者 株式会社羽後銀行<br>義務者 株式会社はやぶさ | 変更後の事項<br>債務者<br>秋田市大字南長池100番地1<br>株式会社こまち<br>秋田市大字南長池100番地1<br>株式会社はやぶさ<br>権利者 株式会社羽後銀行<br>義務者 株式会社はやぶさ |
| 添付情報  |            | イ, ス, セ, ウ, エ   | ウ, ス, セ, エ   |
| 登録免許税 |            | 金2,000円   | 金2,000円  |

|       |            | (3)   | (4)  |
|-------|------------|---|------|
| 登記の目的 |            | 1番共同根抵当権分割譲渡  | 登記不要 |
| 申請事項等 | 登記原因及びその日付 | 令和3年6月10日分割譲渡   |      |
|       | 上記以外の申請事項等 | (根抵当権の表示)<br>平成4年7月13日受付<br>第19716号<br>原因<br>平成4年7月13日設定<br>極度額<br>金1,500万円<br>(分割後の原根抵当権の極度額<br>金3,000万円)<br>債権の範囲<br>銀行取引 手形債権<br>小切手債権<br>債務者<br>秋田市大字南長池100番地1<br>株式会社こまち<br>秋田市大字南長池100番地1<br>株式会社はやぶさ<br>共同担保 目録(け)<br>第9470号<br>権利者 株式会社奥羽銀行<br>義務者 株式会社羽後銀行 |      |
| 添付情報  |            | キ, シ, オ, エ,<br>ナ(株式会社はやぶさ)  |      |
| 登録免許税 |            | 金3万円  |      |

## 第3欄

(1)

(2)

|               |                              |   |
|---------------|------------------------------|---|
| 登記の目的         | 1番 (あ) 共同根抵当権変更              | 1番 (い) 共同根抵当権変更   |
| 申請<br>事項<br>等 | 登記原因及びその日付<br><br>上記以外の申請事項等 | 令和3年6月18日変更<br><br>変更後の事項<br>債権の範囲<br>銀行取引 手形債権 小切手債権 電子記録債権<br>令和3年6月1日会社分割の効力発生前の根抵当権者の株式会社はやぶさに対する債権<br>権利者 株式会社羽後銀行<br>義務者 株式会社はやぶさ<br><br>変更後の事項<br>債務者<br>秋田市大字南長池 100番地<br>1<br>株式会社はやぶさ<br>権利者 株式会社はやぶさ<br>義務者 株式会社奥羽銀行 |

(3)

|               |            |
|---------------|------------|
| 登記の目的         | 登記不要       |
| 申請<br>事項<br>等 | 登記原因及びその日付 |
|               | 上記以外の申請事項等 |

## 第4欄

① 売買契約の締結に当たって会社法上の求められる手続

株式会社はやぶさの株主総会における利益相反取引の承認

② 当該売買契約に基づく登記を申請する場合に当該会社法上求められる手続との関係で提供しなければならない添付情報

株式会社はやぶさの株主総会議事録（印鑑証明書付）

③ 上記①及び②の理由

株式会社がその取締役から不動産を買い受けることは利益相反取引に該当する。本件においては、株式会社はやぶさが佐藤一郎からB建物を買い受けることになるから、その承認機関である株主総会で承認を受ける必要がある。その承認があったことを証するため、株主総会議事録を添付情報として提供する。